

くみあい通信



August

2011 年度 新役員紹介

7月30日(土)13時から、東広島キャンパス大学会館大集会室において組合定期大会を開催しました。以下、あらためて新役員をご紹介します。定期大会の状況を議事録にてご報告します。

	役職名	氏名	職種	所属支部等
1	執行委員長	西村 雄郎	教員	総合科学部支部(新規)
2	副執行委員長	西田 恵哉	教員	工学研究科支部(新規)
3	副執行委員長	河村 明江	看護師	霞支部(前年副執行委員長)
4	書記長	前杢 英明	教員	教育学研究科支部(前年書記次長)
5	書記次長	橋本 俊也	教員	生物生産学部支部(新規)
6	書記次長	小薮 猛	組合職員	組合本部支部(前年書記次長)
7	経理部長	早坂 康隆	教員	理学部支部(新規)
8	執行委員	赤井 清晃	教員	文学研究科支部(新規)
9	執行委員	吉田 修	教員	社会科学研究科支部(前年書記長)
10	執行委員	木河 由紀子	看護師	霞支部(前年執行委員)
11	執行委員	森長 俊六	教員	附属中高支部(新規)
12	監査委員	樽谷 秀幸	教員	附属東雲支部(前年監査委員)
13	監査委員	小早川 善伸	教員	附属三原支部(新規)
14	監査委員	山本 庸子	契約職員	文学研究科支部(前年監査委員)

西村新執行委員長あいさつ

2011年度の執行委員長となった西村雄郎です。

総合科学研究科で社会学の視点から日本の地域社会研究を行っています。

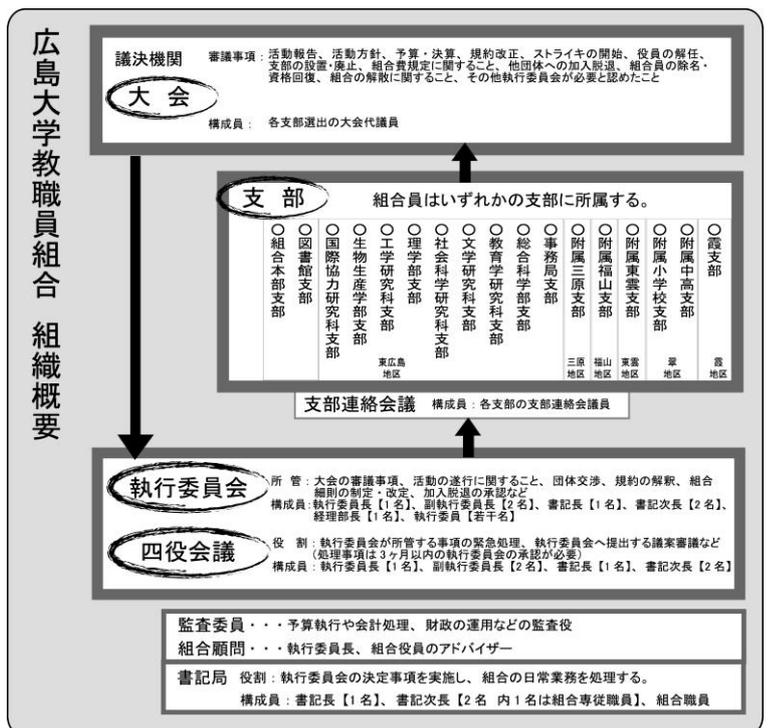
これまで私は総合科学部支部長、支部代表として組合活動に関わってきました。私の組合経験は、いわば組合活動を総合科

学部という小さな窓からみてきただけにとどまり、広島大学という巨大組織の教職員組合委員長をお引き受けすることについては大きな不安と躊躇がありました。

しかし、7月30日に開催された定期大会に参加し、代議員の皆さんの真剣な討論を聞く中で、果たすべき職務の重さを感じると共に、誠実に委員長としての役割を果たそうと覚悟を新たにしました次第です。

労働組合は「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体」(労働組合法第2条)とされています。この目的を踏まえ、よりよい職場をつくるため、委員長の職務に当たることを誓って、私の委員長就任の言葉とさせていただきます。

一年間という短い期間ですが、なにとぞよろしく願いいたします。



広島大学教職員組合 2011年度定期大会議事録

1. 開催日時 2011年7月30日(土) 13時05分～15時48分
2. 開催場所 東広島市鏡山1丁目4番5号 広島大学 大会館 大集会室
3. 代議員の総数 51名
4. 出席した代議員数 37名 内訳: 本人出席 21名
出席者委任出席 6名
議長委任出席 10名

上記出席により、定足数に達し、本大会は成立した。



5. 出席役員

(1)出席執行委員の氏名

マハラジャン・ケシャブ・ラル、平手 友彦、河村 明江、吉田 修、前杵 英明、小薮 猛、
中山 祐正、伊藤 奈保子、若木 宏文

6. 開会宣言及び執行委員長挨拶

書記長 吉田修 が、出席代議員数が代議員総数の過半数に達していることを報告して開会を宣し、
まず、執行委員長 マハラジャン・ケシャブ・ラル の挨拶が行なわれた。

7. 議長及び書記等の任命

書記長 吉田修 が議長の選出を求めたところ、代議員 森邊 成一 が満場異議なく議長に選出さ
れた。議長は議長席につき、書記及び大会運営補助を次のとおり任命した。

書記 森下 文浩、細野 賢治
大会運営補助 和田 純子、岡本 敏一

8. 議事の経過の要領とその結果

審議に先立ち、議長より議事運営について以下のとおり提案があり、承認された。議案の関連する性
格から、第1号議案と第2号議案は併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なうこととす
る。また、第3号議案から第6号議案までは併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なう
こととする。

第1号議案 2010年度活動報告

書記長 吉田修 より別紙「2010年度活動報告」のとおり提案があり、討議が行なわれた。
平成13年問題に係る退職者に関する活動報告と対応、変形労働時間制適用者の労働実態調査、病後児
保育等について質疑応答・意見表明が行なわれた。
討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留12票、賛成24票 で第1号議案は原案どおり
承認可決された。

第2号議案 2010年度決算

書記次長 小薮猛 より別紙「2010年度決算」のとおり提案があった。
特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票 で第2号議案は原案
どおり承認可決された。

第3号議案 2011年度活動方針

書記次長 前杵英明 より別紙「2011年度活動方針」のとおり提案があり、討議が行なわれた。
附属学校園の再編統合問題に関して、その進捗状況や情報収集・情報共有の仕方等について質疑応答・
意見表明が行なわれた。
討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票 で第3号議案は原案どおり承
認可決された。

第4号議案 2011年度予算

書記次長 小薮猛 より別紙「2011年度予算」のとおり提案があった。
特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票 で第4号議案は原案
どおり承認可決された。

第5号議案 組合財政問題について

書記次長 前杵英明 より別紙「組合財政問題について」のとおり提案があった。

特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票で第5号議案は原案どおり承認可決された。

第6号議案 全国組織への加盟問題について

書記長 吉田修 より別紙「全国組織への加盟問題について」のとおり提案があり、討議が行なわれた。全国（連帯）組織の必要性に関する意見表明と質疑応答、提案内容の妥当性に関する意見表明が行なわれた。

討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票で第6号議案は原案どおり承認可決された。

9. 議長及び書記等の解任

全議案が終了し、議長並びに書記及び大会運営補助が解任された。

10. 新執行委員長挨拶及び閉会宣言

新執行委員の紹介の後、新執行委員長 西村雄郎 より挨拶が行なわれ、閉会が宣言された。

以上の決議を明確にするため、議長及び書記が記名押印する。

2011年7月30日

広島大学教職員組合2011年度定期大会

議長 森邊 成一

書記 森下 文浩

書記 細野 賢治



大学会館 大集会室



年次有給休暇について

年次有給休暇の取得について組合事務所へ相談があり、また、多くの教職員で年次有給休暇の取得率が低い実態があります。この取得率が低い現状の一因に、年次有給休暇について正確に理解されていない点があると思われまので、法令の解釈を中心に、その基本的なところを説明します。自らの権利である年次有給休暇の取得を是非、積極的に進めて下さい。なお、細かい点は省略していますので、疑問等は組合事務所までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

また、基本的なところを理解していただくことを優先させますので、厳密さで欠ける点がありますことをご了承下さい。なお、この項の文責はすべて小藪にあります。

1. 年次有給休暇の権利について (1) 年次有給休暇について

労働基準法第39条（年次有給休暇）第1項及び第2項では、採用されてから6カ月間継続勤務し、その期間の勤務すべき日の8割以上を出勤した労働者には10日の有給休暇を、その後1年単位で同様に8割以上の出勤があれば更に日数を加算した有給休暇を与えなければならないとしています。

この10日は常勤職員・フルタイム契約職員の場合で、週の勤務日数が4日以下の場合には対応して休暇日数が減ります。また、前記の労働基準法の規定は最低限を定めたものであり、広島大学の規則ではそれ以上の処遇となっています。詳しくは「労働時間・休日・休暇に関する規則」等をご覧いただくか、組合事務所までお問い合わせ下さい。

また、同じ第39条第5項では、「使用者は……有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」としています。この「時季」を指定して「請求する」権利を時季指定権と言い、「他の時季にこれを与えることができる」ことを時季変更権と呼びます。

(2) 年次有給休暇の権利の発生と時季指定権、及び、時季変更権について

これに関し、最高裁の判決を受けた労働基準局長名での通達に以下があります。

年次有給休暇の権利は、法定要件を充たした場合法律上当然に労働者に生ずる権利であって、労働者の請求をまっけてはじめて生ずるものではない。同条第四項（前記の第5項…小叢注）の「請求」とは休暇の時季の指定をするという趣旨であって、労働者が時季の指定をしたときは、客観的に同項ただし書所定の事由が存在し、かつ、これを理由として使用者が時季変更権の行使をしない限り、その指定によって年次有給休暇が成立し、当該労働日における就労義務が消滅するものと解するのが相当である。このように解するならば、年次有給休暇の成立要件として、労働者による「休暇の請求」や、これに対する使用者の「承認」というような観念を入れる余地はない。

つまり、年次有給休暇は前記の第39条第1項・第2項の要件を満たしたときに当然に発生する権利であり、したがって、労働者が年次有給休暇を取る時季（具体的時期として理解して下さい）を指定すれば、使用者が時季変更権を行使しない限り、それは成立する（年次有給休暇を取ることが確定する）ということです。「上司（使用者）に承認してもらう」という性格のものではありません。

2. 時季変更権について

それでは、前記の第39条第5項で「事業の正常な運営を妨げる場合」には他の時季に与えることができるとある、この「事業の正常な運営を妨げる場合」とはどういうものなのでしょうか。

一般的には、労働者が指定した年次有給休暇取得日のその労働者の労働が、所属部署の運営にとって不可欠であり、かつ、代替要員を確保できない場合（指定したのが遅いため、時間が無くて代替要員の確保が困難な場合を含む）とされています。このことは言い換えれば、取得日のその労働者の労働が所属部署の運営にとって不可欠であるとしても、使用者が代替要員確保の努力をしないまま時季変更権を行使することは許されない、ということになります（同様の最高裁判決あり）。したがって、年次有給休暇を請求（時季を指定）したとき、すぐに「代わりはどうするの？」とか、「休まれたら仕事が回らない」とかと上司が拒否対応することは、それは時季変更権の行使とは認められませんから、成立しないものです。

次に、恒常的な人員不足のため、代替要員の確保がいつも困難な場合はどうなるのでしょうか？

確かに代替要員が確保できないという問題は存在しますが、しかし、それが常であれば結局、労働者は年次有給休暇を取得できないままということになります。労働基準法第39条第5項の「使用者は…有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない」は、労働者の年次有給休暇の権利を保障しなければならないとの趣旨です。したがって、労働者の正当な年次有給休暇権の行使を阻害する、そうした恒常的な人員不足の状態を放置することは認められず、そのような状態で何度も行なわれた時季変更を違法とした判決も存在しています。

かつて、「労働者の誰かが有給休暇をとることがあるということは事業を運営する上に本来予定されているべきこと」と述べた仙台高裁判決がありますが、正当な権利として行使される年次有給休暇等を考慮した運営体制と運営方法を確立することが使用者に課せられている責務と言えます。

3. 年次有給休暇自由利用の原則について

前記の1の(2)の労働基準局長名での通達には続いて、「年次有給休暇を労働者がどのように利用するかは労働者の自由である」とあります。したがって、労働者が年次有給休暇を取る場合に、その用途を具体的に申告する必要はありません。（ただし、年次有給休暇に名をかりた所属事業場での同盟罷業は年次有給休暇権の行使ではないとされています。また、例えば、複数の労働者の年次有給休暇請求（指定）日が重なったことから、その調整のために用途を聞いて労働者間の調整を行なおうとすることまでも否定しているものではありません。）

4. 不利益扱いの禁止について

既に述べたように年次有給休暇の権利は労働基準法で定められた正当な権利ですから、その権利の行使（年次有給休暇の取得）によって労働者が不利益扱いされることは法律に矛盾することになります。この点について、労働基準法第136条では「有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない」（「有給休暇は」は年次有給休暇の意味…小叢注）と規定しています。

（菅野和夫著「労働法」ほかの文献を参考）

* 特約店「ろうきん西条支店」新築移転のお知らせ 7/19(火)新築移転オープンしました。

(新)東広島市西条大坪町 1-36 TEL (082)422-6655 TEL/FAX は変わりません。

発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)

東広島市鏡山 1-7-2 (広西口 西エネルギーセンター内)

内線 (東広島 84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556

union@hiroshima-u.ac.jp

(広島事務所)

広島市南区霞 1-2-3

(霞キャンパス内 第3駐車場南側 ゴミ収集場横プレハブ 1階)

内線 (霞 83) 6081 TEL/FAX 082-255-6156

